平成２３年（フ）第２６４０号
福岡市西区福重４丁目９番17―203号
債務者　植木　宏治
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６７８号
福岡市西区横浜２丁目７番３―105号
債務者　金田　明美
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６７９号
福岡県糸島市二丈石崎93番地５
債務者　吉村　慶吾
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７１５号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂３丁目17番13号
債務者　青柳由美子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７１７号
福岡市博多区南八幡町２丁目５番20―401号
債務者　古賀　幸春
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８６号
佐賀県唐津市久里239番地１
債務者　藤川　照理
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第２０３号
宮崎県延岡市野地町６丁目3894番地９
債務者　下田　計真
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２６８０号
福岡市博多区比恵町１番18号
債務者　伊東　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１１２号
福岡市東区千早５丁目10番12―905号
債務者　松田　賢司
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１８８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈414番地１
コーポＪＩＮ201号
債務者　佐藤　直子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２２９号
福岡市西区今宿青木514番地１
債務者　福島　好徳
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２６６号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目16番７号グランツシュティルⅡＢ102
債務者　山崎麻里子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２８５号
福岡市中央区鳥飼１丁目８番10―505号
債務者　石井いずみ
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３８２号
福岡市中央区白金１丁目３番８―1002号
債務者　山本　真弓
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４５６号
福岡市博多区千代３丁目19番２―1301号
債務者　西川　喜久
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４７０号
福岡県糟屋郡志免町志免東３丁目６番24号メゾンＫ・Ｔ201号
債務者　小笹真心子（旧姓詫摩）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５６５号
福岡市南区高宮４丁目10番３―207号
債務者　岩崎　直樹
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５７０号
福岡県春日市宝町４丁目18番地１第18共立ビル202号
債務者　柏原　弘子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部